

公益財団法人東京都人権啓発センター
令和4年度臨時評議員会（決議の省略） 議事要旨

- 1 評議員会の決議があったものとみなされた日
令和4年5月10日(火)
- 2 評議員会の決議があったものとみなされた事項の提案者
理事長 三枝健二
- 3 議事録の作成に係る職務を行った理事
専務理事 村岡教昭
- 4 評議員総数
7名
- 5 評議員会の決議の目的である事項
第1号議案 理事の選任について

令和4年4月28日付で、理事長三枝健二が評議員の全員に対し、評議員会の決議の目的である上記の事項について、提案したところ、令和4年5月10日までに評議員の全員から同意の意思表示が確認できたので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条の規定に基づき、当該事項は令和4年5月10日付で評議員会の決議があったものとみなす。